

掲 示

平成29年度 奨学金 一覧表【2017/6/27の状況】

	名 称	金 額	申請資格	提出書類等	備 考	校内締切日
4	高等学校等 育英奨学資金 (家計急変)	自宅通学者 ¥18,000 自宅外通学者 ¥23,000 【貸付型】	以下のすべての要件を満たす者。 ① 1年以内に災害・リストラ・その他の事由が発生し、 家計が急変した場合申し込むことができる。 ② 申し込み資格は上記在学奨学金の①②の条件に 同じ。	上記在学奨学生の条件①～⑥に加え以下の 書類が必要となります。 ⑦家計急変の事由発生が確認できる書類の 写し（罹災証明書, 離職証明書, 雇用保険受 給資格者証, 戸籍謄本など）	・既に他の奨学生であるものや、予約奨学生として内定を受けている 者は申請できない。ただし、被災生徒奨学資金の奨学生を除く。 ・さらに詳しい情報は県のホームページで確認できます。	平成30年 1月12日
10	交通遺児育英会 (1次募集)	¥20,000～40,000/月 【貸付型】	保護者等が自動車やバイクの事故など、道路における 交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働け ず、経済的に修学が困難な生徒。	①奨学生願書 ②保護者の所得に関する証明書 ③戸籍謄本 ④交通事故証明書 ⑤奨学金受取口座の「通帳」の「名義と口座 番号」の部分の写し ⑥後遺障害の程度を証する書類	・奨学金は無利子です。 ・5月、8月、11月、2月に3ヶ月分ずつ貸与する。 ・2次募集まであります。	平成29年 7月24日
13	石巻市奨学金 (第2次募集)	¥15,000 以内/月 (年額18万円以内) 【貸付型】	・次のすべてに該当する生徒。 ・石巻市に2年以上居住している、高校1～3年 生。 ・学業優秀で、評定平均が3.5程度を満たす。 品行方正、身体健全であり、経済的に修学が困難で ある生徒。 ・他制度の奨学生でない生徒。また、今後他制度の奨 学生になる予定のない生徒。	①奨学生採用願 ②奨学生推薦書（開封無効） ③住民票謄本（本籍、続柄等が記載された もの） ④平成29年度市県民税（非）課税証明 書及び資産証明書 ⑤奨学金預金口座振込依頼書（申請者本 人の口座） ⑥入学または在学を証明する証明書の写し	・採用については市長が決定し、平成29年9月中旬に通知する。 ・貸与終了の1年後から10年以内は無利子である。 ・保護者及び連帯保証人は、石巻市に居住する方に限る。	平成29年 7月24日
16	宮城県 被災生徒奨学資金 (新規募集)	¥20,000/月	次の内のいずれかに該当する者。 ①保護者が県内に在住し、家屋が全半壊・全半焼ま たは、これに準ずる被災をした場合。 ②主たる家計支持者が死亡または行方不明または、 重篤な疾病を負った場合。 ③被災により主たる家計支持者の収入が半減以下と なった場合。（ただし、平成28年の年収が平成22の 年収から3割以上減っていること） ※「平成29年度高等学校等就学支援金」の支給を 受けていない家庭は該当しない。	①奨学資金貸付申請書 ②誓約書 ③貸付金振込口座登録依頼書 ④被災についての申出書 ⑤世帯全員の住民票 ⑥収入証明書（収入減での申請の場合必要 となります）	・重複可 ※ただし、他県の同種の奨学金との重複は不可 ・高校卒業した場合、申請により償還免除となる。 ・新規募集なので、既に被災生徒奨学生である者は対象外です。	平成29年 7月18日 ※7月4日（火） 12:50に武道場 にて行う説明会に必ず 出席すること （関係書類は説明 会で配布します。）

<新規募集の手続きの流れ>

- ① 担当者に申請に必要な書類をもらう。（生徒本人が受け取れない場合は、電話等でご相談ください）
- ② 校内締切日までに、申請書類一式を担当者に提出する。
- ③ 担当が書類のチェックをし、送付する。（不備があれば、書き直し・再提出等をしていただきます）

<継続申請の手続きについて>

手続きは奨学金によって異なります。学校に書類が届くものと、家庭に書類が直接届くものがございますので、各奨学金の契約書類等をよくご確認ください。

<奨学金担当>

平成29年度担当者；小野充訓，佐藤孝行

<学校で発行できる書類>

- ・在学証明書
本校事務室で発行しております。（生徒が申請します）
- ・学校推薦文
担任が作成します。（奨学金担当が依頼します）